

# 竜王町セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入業務 公募型プロポーザル実施要領

## **1 業務名称**

竜王町セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入業務

## **2 業務内容**

竜王町セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入業務仕様書のとおり。

## **3 契約期間・納入期限**

- (1) セミセルフレジ、キャッシュレス決済端末および必要機器の設置期限  
令和6年10月31日(予定)
- (2) 指定代理納付業務の契約期間  
令和6年10月31日(予定) から令和7年3月31日まで
- (3) 保守業務の契約期間  
令和6年10月31日(予定) から令和7年3月31日まで

## **4 事業に係る予算上限額**

7,816,000円(消費税額および地方消費税額を含む。)

※機器の導入費のほか、令和6年10月31日以降に発生する利用料および保守費用等も含む。

※提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## **5 業者選定方式**

公募型プロポーザル方式

## **6 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、セミセルフレジ導入業者とキャッシュレス決済端末導入業者が異なる場合は、共同での企画提案も可能とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度竜王町入札参加資格有資格者名簿「物品販売・役務提供等」に登録されている者であること。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、竜王町建設工事等指名停止基準(平成

- 17年竜王町告示第1号)に基づく指名停止期間でないこと。
- (4) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者およびその開始決定がなされている者。
  - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

## **7 参加資格の喪失**

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとする。また、すでに企画提案書が提出されている場合は無効とする。

- (1) 「6 参加資格要件」に規定する参加資格要件を満たす者ではなくなった場合
- (2) 談合その他不正の行為があったと認められる場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

## **8 実施スケジュール**

- (1) 公告日・・・・・・・・・・7月29日
- (2) 質問受付期限・・・・・・・・8月5日 午後5時
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・8月8日
- (4) 参加申出書提出期限・・・・・・・・8月21日 午後5時
- (5) 企画提案書提出期限・・・・・・・・8月21日 午後5時
- (6) プレゼンテーション実施日・・8月28日
- (7) 受託候補者決定通日・・・・・・・・8月29日(予定)

## **9 説明会**

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

## **10 質問**

質問がある場合は、「8 実施スケジュール(2)」で指定する期日までに「02\_公募

型プロポーザルに関する質問書」を竜王町未来創造課へ電子メールにて提出すること。なお、送信後は電話により受信確認を行うこと。

- (1) メールアドレス：[ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp)
- (2) 電話番号：0748-58-3701
- (3) 質問回答については、竜王町ホームページにて公表する。

## **11 参加申出書の提出**

本プロポーザルに参加を希望する者は、「03-1\_参加申出書」を「8 実施スケジュール（4）」で指定する期日までに提出すること。また、共同提案の場合は、代表事業者が全ての事業者についてとりまとめて提出すること。なお、期日までに提出がない場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出方法：竜王町未来創造課窓口へ持参もしくは、郵送とする。
- (2) 提出先：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町未来創造課契約電算係

## **12 企画提案書等の提出**

参加希望者は、企画提案書等応募書類一覧を参照し、「8 実施スケジュール（5）」で指定する期日までに必要書類を提出すること。なお、共同提案の場合は、代表事業者が全ての事業者について取りまとめて提出すること。

- (1) 提出書類（正本1部、副本10部）
  - ア 04-1\_企画提案書
  - イ 04-2\_企画提案書 概要版
  - ウ 05\_機能要件対応表
  - エ 06\_見積書
- (2) 企画提案書の内容  
仕様書を参照のこと。
- (3) 提出方法：竜王町未来創造課窓口へ持参もしくは、郵送とする。
- (4) 提出先：「10 質問（1）」および「11 参加申出書の提出（2）」のとおり。

## **13 審査**

本町が作成する評価基準に基づき、竜王町セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入業務公募型プロポーザル審査委員会が企画提案書内容の評価および事業者の選定を行う。

- (1) プレゼンテーション審査
  - ア 日程：令和6年8月28日
  - イ 会場：竜王町総合庁舎西館2階207会議室

ウ 説明者：3名以内

エ 説明方法：準備5分、プレゼンテーション20分、質疑15分

オ 説明資料：提出した企画提案書のほか、デモンストレーション用の実機も持込可能。モニターおよびHDMIケーブルはこちらで用意するが、その他必要な機器等については参加者で用意すること。

(2) 評価項目、評価基準および配点はそれぞれ審査評価表のとおり。

(3) プレゼンテーション審査において合計点の6割を最低基準点とする。

#### **14 受託候補者の選定および受託候補者決定通知**

(1) プレゼンテーション審査において最低基準点以上の点数を得た提案者の中から最も点数が高い業者を受託候補者とする。

(2) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点未満であった場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 受託候補者を選定したときは、全ての参加者に、審査結果を文書により通知する。

(3) 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受付けない。

#### **15 受託者の選定および契約締結**

(1) 町は、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認めない。ただし、町に不利にならない変更であって審査の公平性、透明性および競争性に影響をおよぼさないものについては除く。

(2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約締結を行う。

(3) 受託候補者とは別の事業者と本町との間に個別契約が発生する場合は、個別契約名称および契約相手方の名称の一覧を記載した基本契約書を締結する。

(4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結日までに本町から指名停止を受けた場合も同様とする。

(5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。

#### **16 その他留意事項**

(1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

- (2) 企画提案書を提出した後は、不知または内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルが実施することができないと認めるときには、中止または取り消すことができるものとする。この場合における、プロポーザルに要した費用を主催者に請求することはできない。

## **17 事業所管課および連絡先**

- (1) 担 当 課 名：竜王町未来創造課契約電算係
- (2) 担 当 者：村上、成相
- (3) 所 在 地：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
- (4) 電 話 番 号：0748-58-3701
- (5) F A X 番 号：0748-58-1388
- (6) メールアドレス：[ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp)